

平成23年第4回定例会 壱岐市議会 会議録(第4日)

議事日程(第4号)

平成23年12月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第85号	壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件	保健環境部長 説明 質疑なし・許可
議事日程(第4号の追加第1)			
日程第1	議案第82号	壱岐市クリーンセンター条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第83号	壱岐市汚泥再生処理センター条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第84号	壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第85号	壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第86号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第87号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第88号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第89号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第90号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第91号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第92号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第93号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第94号	平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第95号	平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第96号	平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第16	陳情第3号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第17	陳情第4号	吉岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第18	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第19	議案第97号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	請願第2号	長崎県吉岐振興局水産課と吉岐市水産課の執務室共同化に関する請願	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第21	請願第3号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第22	発議第4号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	発議第9号	吉岐市議会基本条例の制定について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第24	発議第10号	吉岐市議会議員定数条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第25	発議第11号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第26	発議第12号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第27	発議第13号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第28	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件		申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鷓瀬 和博君

14番 榊原 伸君
15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君

欠席議員（1名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 堤 賢治君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 教育次長 村田 正明君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 病院管理課長 左野 健治君
会計管理者 宇野木眞智子君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがあります。ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ただいまから、議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告いたします。各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の各委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので御高覧お願いいたします。

日程第 1 . 議案第 8 5 号

議長（市山 繁君） 日程第 1、議案第 8 5 号壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件を議題といたします。

訂正の理由の説明を求めます。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の提出議案につきましては、担当部長より説明させますのでどうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案書に下記の誤りがありましたので訂正くださいますようお願いをいたします。

議案名といたしまして議案第 8 5 号壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について、訂正箇所でございますが、附則に誤りがございました。「この条例は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する」となっておりますが、正式には「この条例は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する」でございます。訂正方御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がないようですから、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 8 5 号壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 5 号壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件については許可することに決定しました。

お諮りいたします。本日の議事日程に議事日程表第 4 号の追加第 1 を追加したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程に議事日程表第 4 号の追加第 1 を追加することに決定いたしました。

追加日程第 1 . 議案第 8 2 号 ~ 追加日程第 2 2 . 発議第 4 号

議長（市山 繁君） それでは、日程第 1、議案第 8 2 号 苓崎市クリーンセンター条例の制定についてから日程第 2 2、発議第 4 号 指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定についてまで 2 2 件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。初めに総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

議案第 9 3 号平成 2 3 年度 苓崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

委員会審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第 1 3 6 条の規定により報告します。

請願第 2 号平成 2 3 年 1 2 月 7 日付託、件名、長崎県 苓岐振興局水産課と 苓崎市水産課の執務室共同化に関する請願、審査の結果、不採択とすべきもの。

不採択とすべきものとなった理由、業務の不合理が生じるという請願の趣旨は理解する。しかし、水産課所管の産業建設常任委員会との連合審査を行い協議した結果、本請願は「庁舎一本化が求められる中で、これ以上の分庁は認めない」という議会の方針に反するものである。

委員会審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第 1 3 8 条の規定により報告します。

陳情第 3 号平成 2 3 年 9 月 9 日付託、郵政改革法案の早期成立を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置、意見書提出。

陳情第 4 号平成 2 3 年 1 2 月 7 日付託、苓岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情、審査の結果、不採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置、なし。

陳情第 5 号平成 2 3 年 1 2 月 7 日付託、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置、意見書提出。

不採択とすべきものとなった理由、陳情第 4 号 苓岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情、将来を担う未来の子供たちの進学環境を良好にしたいという陳情の趣旨は十分に理解する。審査の中で、併給に関しては貸与金額を下げてでも貸与してはどうかとの意見も出た。

しかし、厳しい社会情勢の中、日本学生支援機構や県育英会では卒業後に返還できず未収金が増大している。市の奨学金についても、近年、電話連絡や督促を頻繁に行わないと回収できない状況である。未収金が増えれば原資が不足し、次世代への貸与ができなくなるため、併給による

多額の貸与は避けるべきである。また、選考基準が緩やかで多少利息はあるが貸与額の選択幅が広い他の公的な奨学金制度等を有効利用してもらいたい。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第82号壱岐市クリーンセンター条例の制定について、原案可決。議案第83号壱岐市汚泥再生処理センター条例の制定について、原案可決。議案第84号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第85号壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について、原案可決。議案第88号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第89号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第92号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第95号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

委員会の意見としまして、議案第84号、議案第85号の条例の一部改正については、原案どおり可決するも、一方でこれまで収集業務の民間業者、管理組合雇用者のうち19名が職を失うこととなります。施設を一元化することで効率化が進められているとはいえ、市内の雇用状況は厳しく、すぐに職を見つけられる状況にはない。この人たちが業務を環境管理組合に一本化される場合の委託費とは別枠で雇用対策として何らかの職業斡旋（臨時等）をされることを要望いたします。

議案第85号で、自給肥料供給センターが勝本町に一本化されます。石田、芦辺、勝本に加えて郷ノ浦も液肥の供給がなされるようになります。バキューム車を4台から7台に増やすとはいえ、利用者に対してサービスが低下しないようにすることをあわせて強く要望いたします。

同様に本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第136条の規定により報告します。

請願第3号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願、審査の結果、採決すべきもの、委員会の意見、なし、措置として意見書の提出を予定しております。

以上であります。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第86号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、原案可決でございます。議案第90号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第91号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第94号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第96号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第97号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、原案可決。

発議について御報告をいたします。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について、審査の結果、修正案可決といたしました。

委員会の意見といたしましては、この条例は平成23年6月27日の本会議で閉会中継続審査の取り扱いとされたものであります。その後、閉会中も真摯に検討がなされ、去る12月12日の委員会では活発な質疑応答が交わされるなど、慎重かつ熱心な審査を行いました結果、お手元に配付の報告書に記載のとおり、附則中の施行期日を平成23年8月1日から平成24年4月1日に修正の上、可決すべきものとなったわけでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田恭一予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

予算特別委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第87号平成23年度吉岐市一般会計補正予算（第8号）について、原案可決でございます。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で各常任委員会の報告を終わります。

これから議案第82号吉岐市クリーンセンター条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第82号吉岐市クリーンセンター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号吉岐市汚泥再生処理センター条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 3 号 壱岐市汚泥再生処理センター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 8 4 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 4 号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号 壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 8 5 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 5 号 壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 8 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 6 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号 平成 2 3 年度 壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 87号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 87号平成 23年度壱岐市一般会計補正予算（第 8号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88号平成 23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 88号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 88号平成 23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89号平成 23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 89号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 89号平成 23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90号平成 23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 90号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 90号平成 23年度壱岐市簡易水道事業

特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第91号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第92号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第93号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第94号平成23年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第95号平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成23年度吉岐市水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第96号平成23年度吉岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号郵政改革法案の早期成立を求める陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第3号郵政改革法案の早期成立を求める陳

情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。よって、この陳情について採決いたします。陳情第4号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情について、採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立少数です。よって、陳情第4号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議案第97号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第97号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものです。よって、この請願について採決いたします。請願第2号長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願について、採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立少数です。よって、請願第2号長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、請願第3号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は修正であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第23・発議第9号

議長（市山 繁君） 日程第23、発議第9号壱岐市議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。5番、小金丸益明議員。

〔提出議員（小金丸益明君） 登壇〕

提出議員（5番 小金丸益明君） 発議第9号、平成23年12月16日、本日提出でございます。

吉岐市議会議長市山繁様。提出者、吉岐市議会議員小金丸益明、賛成者、同、町田光浩、鶴瀬和博。

吉岐市議会基本条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び吉岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、議会の公平性、透明性並びに独自性を確保することにより、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするためのものがございます。

それでは、条例制定の内容について御説明いたします。平成23年第1回定例会において、議会改革検討特別委員会の設置を決議し、副議長を委員長とし、総務文教、厚生、産業建設の各常任委員会の正副委員長を選任し、7名の委員で構成をし、議会基本条例を制定するという方向性を持って会議を重ね協議をまいりました。

去る9月、議会本会議において、改革委員会の協議結果を報告し、全員協議会でも議論を重ね、条例案を決定し、今回提案するに至った次第であります。

また、議会が市民に開かれた議会を推進し、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするため、本条例を提案するものであります。

吉岐市議会基本条例について、若干御説明を申し上げます。

第1条は、市民の負託に的確にこたえ、市政の発展に寄与することを目的と規定いたしております。

第2条は、議会活動原則。

第3条は、議員の活動原則を規定いたしております。

第4条では、定例会を年1回とし会期を通年とすることを規定。

第5条は、情報公開と市民参加の推進に関すること。

第6条は、議員及び市民が自由に意見を交換するため、議会報告会を行うことを規定。

第7条は、議会広報の充実で、議会だよりだけでなく、さまざまな広報手段により、市民が議会と市政に関心を持ってもらうことを規定いたしております。

第8条は、市長等と議会及び議員の関係で、論点や争点を明確にするため、市長等が逆に質問できる反問権を規定いたしております。

第9条では、市長による政策等の形成過程の説明を求めることを規定。

第10条は、予算及び決算における政策説明資料の作成を求めることを規定。

第11条は、専決処分の指定及び報告で、議会の権限に属する軽易な事項について、専決処分ができることを規定いたしております。

第12条は、議決事項の定めで、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件を定めております。

第13条は、附帯決議内容に関する事後の状況や議会に報告する義務があることを規定いたしております。

第14条は、自由討議による合意形成で、議員相互間の自由討議により、多様な意見を出し、合意形成に努めるとともに、市民に対し説明責任を果たすことを規定いたしております。

第15条は、議員研修の充実強化に関すること。

第16条は、議会図書室の利用。

第17条では、議会事務局の体制整備を規定。

第18条は、議員定数に関すること。

第19条は、議員報酬に関すること。

第20条は、議員の政治倫理に関することを規定いたしております。

第21条は、この条例が最高規範であることを規定。

第22条は、議会及び議員の責務で、条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民に対する責任を果たす規定を定めております。

第23条では、見直し手続で、この条例の目的が達成されているかを、議会運営委員会で検討することを規定。

附則といたしまして、この条例の施行日を来年平成24年1月1日とする。

また、この条例の制定により、2項で吉岐市議会定例会条例を廃止することを定めております。

以上で説明を終わりますが、議員各位におかれましては、本条例の目的達成のため、御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（市山 繁君） ただいま小金丸議員から趣旨説明についてございました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第9号についての質疑を終わります。

〔提出議員（小金丸益明君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第9号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第 9 号壱岐市議会基本条例の制定については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第 9 号壱岐市議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第 2 4 . 発議第 1 0 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 2 4、発議第 1 0 号壱岐市議会議員の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。5 番、小金丸益明議員。

〔提出議員（小金丸益明君） 登壇〕

提出議員（5 番 小金丸益明君） 発議第 1 0 号、平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日、本日提出でございます。

壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員小金丸益明、賛成者、同、町田光浩、鶴瀬和博。

壱岐市議会議員定数条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び壱岐市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

提案理由、壱岐市の今後の財政状況、人口動態から判断し、議員定数を削減する。

壱岐市議会議員定数条例の一部を改正する条例、壱岐市議会議員定数条例（平成 2 0 年壱岐市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 0 人」を「1 6 人」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日が告示される一般選挙から適用する。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ただいま小金丸議員より趣旨説明がございました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第 1 0 号についての質疑を終わります。

す。

〔提出議員（小金丸益明君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第10号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第10号壱岐市議会議員定数条例の一部改正については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第10号壱岐市議会議員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

追加日程第25 . 発議第11号

議長（市山 繁君） 次に、日程第25、発議第11号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。19番、中田恭一議員。

〔提出議員（中田 恭一君） 登壇〕

提出議員（19番 中田 恭一君） 発議第11号、平成23年12月16日、壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員中田恭一、賛成者、同じく、呼子好、同じく、榊原伸。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

意見書案を朗読をしまして説明にかえさせていただきます。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）。

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を抱える当壱岐市においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献してきた。しかし、平成19年10月郵政民営化法に基づき、郵便、貯金、保険の郵政三事業は民営、分社化され、郵便外務員に貯金、保険の取り扱いを依頼できない郵便局への郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、利便性向上をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービ

スタウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されてないため、将来的に貯金、保険を提供できない郵便局があらわれ、公益性、地域性を失われるおそれがある。当市において、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。これらの不満、不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されたが、以後、秋の臨時国会、さきの通常国会といまだ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。全国2万4千郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第11号についての質疑を終わります。

〔提出議員（中田 恭一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第11号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第11号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第11号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

追加日程第 26 . 発議第 12 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 26、発議第 12 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8 番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

提出議員（8 番 今西 菊乃君） 発議第 12 号、平成 23 年 12 月 16 日、苓崎市議会議長市山繁様。提出者、苓崎市議会議員今西菊乃、賛成者、苓崎市議会議員、久間進、同じく、中田恭一。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり苓崎市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっています。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則として、子供たちが等しく教育を受けることができるように制定されました。義務教育費国庫負担制度は国として最低保障するものであり、すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、憲法からも要請されている国の重要な責務であります。

今日教育が抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ、多様な教育活動が推進できるよう当該者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが差し迫った課題です。しかし、平成 18（2006）年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国負担率は 2 分の 1 から 3 分の 1 に下げられました。また、政府は平成 24（2012）年度には「地域主権推進大綱」で義務教育にかかわる補助金は除外するものの、補助金の一括交付金化を進める予定です。仮に義務教育費が一括交付金化された場合、他の目的に流用される可能性が高まり、自治体により教育水準の低下を招きかねません。

現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されています。平成 23（2011）年度予算の地方交付税は約 17.4 兆円（前年度比 2.8% 増）で、国庫負担率変更前の水準に戻していますが、一括交付金化を見越した地方交付税の増額であり、義務教育にとって恒久的に安定した財源とはいえないのが現状です。全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するために、国におかれましては義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第12号についての質疑を終わります。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第12号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第12号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

追加日程第27．発議第13号

議長（市山 繁君） 次に、日程第27、発議第13号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。7番、町田正一議員。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

提出議員（7番 町田 正一君） 発議第13号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、壱岐市議会議員町田正一、賛成者、同、市山 和幸、同、鶴瀬和博。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）。

我が国には、B型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、注射針・筒の使い回しなどの医療行為による感染が原因とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者救済の責務が明記された肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担などに苦しめられ、毎日約120人も肝炎患者が亡くなっている。「薬害肝炎救済特別措置法」による裁判で救済された薬害C型肝炎患者はほんの一握りで、大半が提訴すらできず、C型肝炎患者の9割以上を占める注射針の使い回しや輸血が原因の患者、遺族に対する救済の仕組みはできていない。集団予防接種が原因で感染したB型肝炎患者については、平成23年6月に和解が成立したが、母子感染ではないとの証明など、救済条件を満たして裁判による和解、救済が可能な患者は数万人とされ、立証できない大多数の患者は救済の対象外に置かれている。

このように、現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、すべてのB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、肝炎患者がいつでもどこでも安心して治療が続けられるために、肝炎治療と生活を支える公的支援制度が確立することが一日も早く求められている。よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

- 1、肝炎対策基本法に基づく患者救済に必要な法整備、予算化を進め、患者救済策を実行する。
- 2、肝炎治療薬、検査費用、通院費の助成を初め、肝炎治療と生活を支えるための公的支援制度を確立し、肝硬変・肺がん患者には等しく障害者手帳を交付できるようにすること。
- 3、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治療の迅速化などを図ること。
- 4、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消を図ること。
- 5、「薬害肝炎救済特措法」の期限延長と法改正を行うとともに、血液製剤による感染の可能性が高い薬害C型肝炎患者を広く救済する措置を講じること。
- 6、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
- 7、B型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先は下記のとおりであります。
議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第13号について質疑を終わります。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第13号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第13号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第13号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

追加日程第28．委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第28、委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の閉会中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りいたします。

今期議会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいをすることに決定をいたしました。

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで市長から長崎県病院企業団の件について発言の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 発言のお許しをいただきありがとうございます。

私は2011年12月9日付、壱岐日々新聞の壱岐市民病院に関する報道に強く抗議をいたします。

私は12月2日、今定例会に当たり、行政報告の中で、壱岐市民病院の経営形態について、今日までの経過を申し上げたうえで、長崎県病院企業団に加入しなければ、市民が求める市民病院の実現は困難だと判断するに至ったと申し上げました。また、10月7日に厚生常任委員会にその旨を御報告したこと、10月27日には市山議長に御同伴いただき、長崎県病院企業団企業長と面会したこと等を御報告申し上げました。

さらに、壱岐医師会の先生方への御説明、医師の派遣をいただいている関係大学病院には、厚生常任委員にも御同席いただき、御説明の上、御理解をお願いしたと申し上げました。そして、長崎県を初め関係市町の同意など、高いハードルがあるが、何としても諸問題をクリアして、病院企業団加入を果たしたい、そして壱岐の医療を守りたいと申し上げました。この件に関し、壱岐日々新聞は、議員の多くは本気じゃなかろうと見方をしている、ただの選挙向けのパフォーマンス、マニフェストの大黒柱を放棄されたとしかいえないとの指摘があると報道されました。私はお尋ねしたいのです。多くの議員の皆様は本当に取材を受けられてそのように発言をされたのでしょうか。また、今年3月議会では病院企業団に加入したとしても、医師の確保には厳しいものがある、慎重に考えないと、真っ向から否定をする発言をしてたとあります。

皆さん、市のホームページに議事録がございます。ご覧いただきたいと思います。3月9日の中村議員の一般質問に対する答弁でございます。私は確かにそのように申し上げております。しかし、その後、排除するということではないと申し上げておまして、決して否定はしておりません。どうしてそれが真っ向否定する発言をしたという報道になるんですか。私の発言の一部だけを取り上げ、私の真意ではない報道がなされることに強い憤りを感じずにはおられません。

企業団に加入するためには、さきに申し上げましたように、これから相当の努力が必要となります。加えて慎重な行動をしなければなりません。ところが、企業団や構成市町など、今からお

願いに伺わなければならないところにどのような取材をされたのか、だれが答えられたのかわかりませんが、市山議長と私が企業長とお会いしてお話したのは事実でございます、初耳だとか実態はないとかの報道には首をかしげざるを得ません。

また、対馬市の一議員の発言を示し、あたかも関係市町すべてが絶対認められんといっているかのような表現があります。私はこの報道の真意はどこにあるのだろうかと思っております。私は報道の使命は真実を、真実を広く伝えることにあると思っております。私は以前議会で申し上げました。大学医局にあっては壱岐の報道のあり方が変わらない限り、医師の派遣はできないと言われたこと、私は熟慮に熟慮を重ねて結論を出したと申し上げました。それを軽拳、すなわち軽はずみだといわれるなら、これ以外に壱岐の医療を守るすべはございますか。あるならどうかお教え願いたい。私は市民皆様に訴えたいのです。私は壱岐の医療を守るために必死であります。命がけであります。どうか信じていただきたいと思っております。

議会の皆様をお願いいたします。どうか長崎県病院企業団に加入することが壱岐の医療を守ることだと、議会も同じ方針だということをぜひお示し願いたいと思っております。

以上、私の日々新聞の報道に対する抗議を申し上げました。発言のお許しをいただきましてまことにありがとうございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ただいま市長から壱岐の医療を守るためには長崎県病院企業団に加入しなければならないが、議会も同一方針で願いたいとの発言がございました。ただいまの発言に対し御意見がありましたらお願いいたします。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 今市長が、病院改革の方向性については、県病院企業団加入しか経営形態としては生き残る道はないというふうに明言されました。厚生委員会としては10月6日、市長からこの件についての提案を受け、これを了承して執行部と一緒に、九大、久留米、福大の3病院に直接出向きまして、医師の継続の派遣をお願いしたところであります。しかし、最も重要なことは、市民病院に対して市民の医療面のサービスが今以上に向上すること、そして休床せざるを得なかった精神科の一日も早い復活であります。ましてや今回は企業団の加入となると、県あるいは構成する市町を巻き込む判断になります。今回についてはできませんでしたが、改めて別な経営形態というわけにはいきません。どうか市長には全力を挙げてスピード感を持って取り組んでもらいたいと思っております。3月議会ではもう少し具体的な進展状況が見られる報告を期待しております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。それでは、白川市長、今んとに何もありませんね。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまは厚生常任委員長に力強い発言をいただきましてありがとうございます。委員長言われましたように、スピード感を持って3月議会には皆様方に御報告を申し上げたいと思っております。議員皆様方とともに力を合わせてこの問題にぶつかっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 意見がないようですので、市長の長崎県病院企業団の件についての発言は終わります。

次に、市長から閉会に当たってのあいさつの申し出がっておりますので、発言を許します。
白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月2日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重審議を賜りまことにありがとうございました。衷心より経緯と感謝の意を表すものでございます。

本定例会におきまして、さまざまな御意見、御指摘、また御助言を賜りました。賜りました御意見等につきましては、私も真摯にそして謙虚に受けとめ、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、ただいまは壱岐市民病院について、議員各位にお話をさせていただきました。さきに申し上げますように、こうした重要案件につきましては、議会と執行部が同じ方向を向き、それに向かってともに進んでいく、このことが極めて重要なことでもあります。このたびは熟慮に熟慮を重ね、そして議員皆様方とともに、方向性を見出したところでございます。議員皆様方にはこれからも強力な御支援、後押しをいただき、大変心強く、ここに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

長崎県病院企業団加入に向けてはまだまだ多くのハードルがございます。しかし、壱岐の医療を守る市民皆様の生命、そして健康を守る、この大義に向けて、壱岐市医師会の先生方の御理解、御支援をいただきながら、最大限の取り組みを行ってまいりますので、市民皆様におかれましては、ぜひ御理解、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、壱岐市ケーブルテレビの運営についての指定管理者関西ブロードバンドにつきましては、視聴者の皆様の御期待に沿うよう、今後も厳しく指導してまいります。

今年も残すところあとわずかになりました。そして私の任期も残り4カ月を切ったところでございます。平成24年辰年であります。辰のごとく、竜のごとく、壱岐市が飛躍するよう、また

その基礎を築くため、真摯の精神で精いっぱい突き進んでまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから年末年始にかけて大変御多忙な時期でございますが、市民皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分御留意されまして、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして閉会のあいさつといたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本日議員発議により、吉崎市議会基本条例が制定され、平成24年1月1日から施行されることとなります。本条例では定例会の回数を年1回とし、会期を通年とすると定めております。また要綱において会期を1月から12月までとしておりますので、1月に招集される議会より通年議会となります。なお、1月に市長より招集がない場合においては、議長のほうで招集の請求をすることとなりますので、よろしく願いをいたします。

これから寒さも厳しくなっております。皆様方にはくれぐれも健康に留意され、御健勝にて明るい新年を迎えられますよう心から祈念申し上げ閉会のごあいさつといたします。

以上をもちまして平成23年第4回吉崎市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさんでございました。

午前11時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 榊原 伸

署名議員 久間 進